

# 第53期 定時株主総会 招集ご通知

## ■ 開催日時

2022年1月27日（木曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

## ■ 開催場所

静岡県御前崎市門屋2070-2  
静岡カントリー浜岡コース&ホテル  
ゴールドの間（2階）

## 議決権行使期限

2022年1月26日（水曜日）午後5時まで

## 目次

第53期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役8名選任の件	
第3号議案 監査役2名選任の件	
第4号議案 退任取締役に対する 退職慰労金贈呈の件	
事業報告	12
計算書類	24
監査報告書	35

## 新型コロナウイルス感染防止への対応について

- ・ご来場される株主様におかれましては、ご自身の体調をご確認いただき、マスク着用等の感染防止策を実施いただきますようお願い申し上げます。なお、当日は会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備し、検温をさせていただきます。
- ・役員並びに株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては新型コロナウイルス感染防止のため、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

(証券コード 7265)

2022年1月7日

株 主 各 位

静岡県御前崎市門屋1370番地

**エイケン工業株式会社**

代表取締役社長 早馬 義光

## 第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会のご出席をお控えいただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。また、「議決権行使のご案内」をご参照の上、2022年1月26日（水曜日）午後5時までに、インターネットまたは書面にて議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年1月27日（木曜日）午前10時（受付開始午前9時）
2. 場 所 静岡県御前崎市門屋2070-2  
静岡カントリー浜岡コース&ホテル  
ゴールドの間（2階）
3. 目的事項  
報告事項 第53期（2020年11月1日から2021年10月31日まで）事業報告、計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役8名選任の件  
第3号議案 監査役2名選任の件  
第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.eiken-kk.co.jp>）に掲載させていただきます。

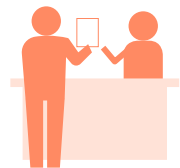
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

# 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類（4頁から11頁まで）をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

## 1. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2022年1月27日（木曜日）午前10時

**会場** 静岡カントリー浜岡コース&ホテル ゴールドの間 （2階）

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

## 2. 郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

**行使期限** 2022年1月26日（水曜日）午後5時到着分まで

## 3. インターネットで議決権をご行使される場合



議決権行使ウェブサイトにて議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

**行使期限** 2022年1月26日（水曜日）午後5時まで

◎複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンとで重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

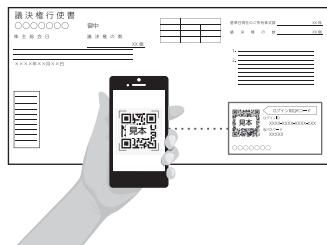
◎議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

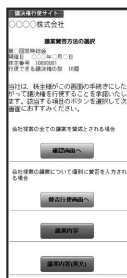
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**

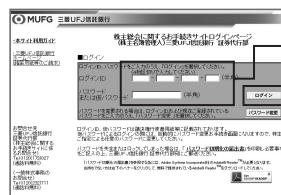
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

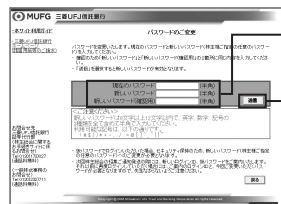
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題と位置付け、如何なる情勢下においても収益性の維持向上に努め、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下の通り期末配当及び剰余金の処分をいたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき140円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は140,429,100円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年1月28日

### 2. 剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	300,000,000円
-------	--------------

減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	300,000,000円
---------	--------------

## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次の通りであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	はやま よしみつ 早馬 義光 (1956年12月31日生) 再任	1979年 3月 当社入社 2001年 3月 当社製造部長 2003年 1月 当社取締役製造部長 2006年 5月 当社取締役副社長 2009年 1月 当社代表取締役社長(現任)	23,300株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>早馬義光氏は、製造部門、技術部門等に携わっていた経験から、製造業務全般、技術業務全般に関する幅広い見識を有しております。さらに、社長として全社的視点で会社経営に携わっております。その経験と見識を基に、取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、取締役の選任をお願いするものであります。</p>		
2	いけだ ふみあき 池田 文明 (1957年10月10日生) 再任	1985年 3月 当社入社 2004年 2月 当社総務部長 2005年 1月 当社取締役総務部長 2006年 5月 当社取締役経営企画管理室長 2013年 5月 当社専務取締役工場長兼総務部長 2016年 5月 当社専務取締役(現任)	15,000株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>池田文明氏は、総務・経営企画等の管理部門、製造部門に携わっていた経験から、管理業務全般、製造業務全般に関する幅広い見識を有しております。さらに、専務として全社的視点で会社経営に携わっております。その経験と見識を基に、取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、取締役の選任をお願いするものであります。</p>		

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	さくらい えいじ 櫻井 英司 (1973年4月11日生) 再任	1995年3月 当社入社 2016年5月 当社総務部長 2018年1月 当社取締役総務部長(現任)	4,300株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>櫻井英司氏は、総務・経理・人事部門に携わっていた経験から、管理業務全般に関する幅広い見識を有しております。さらに、取締役として全社的視点で会社経営に携わっております。その経験と見識を基に、取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、取締役の選任をお願いするものであります。</p>		
4	はら ゆたか 原 豊 (1972年5月12日生) 再任	1998年11月 当社入社 2017年11月 当社総合管理部長 2019年1月 当社取締役総合管理部長(現任)	2,000株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>原豊氏は、生産管理・購買部門、技術部門に携わっていた経験から、製造業務全般に関する幅広い見識を有しております。さらに、取締役として全社的視点で会社経営に携わっております。その経験と見識を基に、取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、取締役の選任をお願いするものであります。</p>		
5	みやじ ともひろ 宮 治 友 博 (1970年11月30日生) 再任	1993年3月 株式会社瑞穂スプリング製作所入社 2006年10月 竹伸精密株式会社入社 2010年5月 思考電機有限公司出向 2012年6月 岑溪市瑞竹精密模具有限公司出向 2018年3月 当社入社 2019年11月 当社貿易部長 2021年1月 当社取締役貿易部長(現任)	600株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>宮治友博氏は、製造業における海外の事業部門に携わっていた経験及び当社入社以来、貿易部門に携わっていた経験から、貿易業務全般に関する幅広い見識を有しております。さらに、取締役として全社的視点で会社経営に携わっております。その経験と見識を基に、取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、取締役の選任をお願いするものであります。</p>		

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	すどう たかし 須藤 孝 (1972年12月10日生) 再任	1995年 3月 当社入社 2015年 5月 当社製造第一部長 2021年 1月 当社取締役製造第一部長(現任)	1,800株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>須藤孝氏は、製造部門、生産管理部門に携わっていた経験から、製造業務全般に関する幅広い見識を有しております。さらに、取締役として全社的な視点で会社経営に携わっております。その経験と見識を基に、取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、取締役の選任をお願いするものであります。</p>		
7	はら しげあき 原 盛朗 (1970年9月29日生) 新任	2007年10月 当社入社 2019年 5月 当社開発技術部長(現任)	一株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>原盛朗氏は、開発部門、技術部門に携わっていた経験から、技術業務全般に関する幅広い見識を有しており、その経験と見識を基に、取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、取締役の選任をお願いするものであります。</p>		



番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	たかみや はるき 高宮 春樹 (1972年4月9日生) 再任	1997年10月 監査法人トーマツ(現有限責任 監査法人トーマツ)入所 2011年10月 高宮春樹公認会計士・税理士事 務所長(現任) 2015年1月 当社取締役(現任)	一株
社外取締役候補者とした理由 高宮春樹氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士の資格を有しております。また、監査法人に長年にわたり勤務した豊富な会計監査経験と見識を有しております。その経験と見識を基に、取締役会において適宜質問し、専門的な立場から意見を述べるなどして当社の経営に活かせることを期待し、取締役の選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高宮春樹氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 高宮春樹氏が、2015年1月に当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって7年となります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する「会社役員等賠償責任保険（D&O保険）契約」を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を補填することとしております。なお、被保険者の保険料を当社が全額負担しております。ただし、法令違反の行為であることを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなどの一定の免責事由があります。各候補者が選任され、就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役石田 朗及び藤田逸雄の両氏は、本総会終結の時をもって任期が満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次の通りであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	いしだ あきら 石田 朗 (1964年12月24日生) 再任	1987年 4月 株式会社静岡銀行入行 1992年 1月 株式会社イシダグリーン入社 1992年 9月 同社専務取締役 2006年 5月 当社監査役(現任) 2007年 8月 株式会社イシダグリーン 代表取締役(現任)	1,200株
社外監査役候補者とした理由 石田朗氏は、他業種の取締役をしている経験から、経営に関する幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役の選任をお願いするものであります。			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	ふじた いつお 藤田 逸雄 (1953年10月26日生) 再任	1977年 4月 株式会社河合楽器製作所入社 2007年 2月 同社ピアノ事業本部 製造管理部長 2014年11月 同社ピアノ事業部 製造企画推進室 嘱託社員 2018年 1月 当社監査役(現任)	一株
社外監査役候補者とした理由 藤田逸雄氏は、他業種の製造現場で損益管理、品質管理、生産管理及び生産技術等の業務の経験から、製造現場に関する幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役の選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石田朗及び藤田逸雄の両氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は社外監査役候補者のうち、藤田逸雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 石田朗氏の当社の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって15年8ヶ月であります。
4. 藤田逸雄氏の当社の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する「会社役員等賠償責任保険（D&O保険）契約」を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を補填することとしております。なお、被保険者の保険料を当社が全額負担しております。ただし、法令違反の行為であることを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなどの一定の免責事由があります。各候補者が選任され、就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

当社は、経営改革の一環として2006年5月31日開催の臨時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止しておりますが、同総会以後引き続き在任する取締役に對しては、制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

つきましては、本総会終結の時をもって任期満了に伴い取締役を退任されます千葉進氏に對し、退職慰労金を贈呈しようとするものであります。

贈呈については、当社における一定の基準に従うこととし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、本議案の内容は、上記の通り2006年5月31日開催の臨時株主総会において決議しており、また、当社の役員退職金規程に基づくものであるため、贈呈は相応なものであると判断しております。

退任取締役の略歴は次の通りであります。

氏 名	略 歴
せんば 千 葉 すすむ 進	2003年1月 当社取締役 2016年5月 当社常務取締役（現任）

以 上

## 事 業 報 告

(2020年11月1日から  
2021年10月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあります。感染対策を講じつつ、ワクチン接種を促進し、社会経済活動を徐々に引き上げておりますが、感染の動向が経済に与える影響、世界的な半導体不足の問題が深刻化しており、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

こうした状況のなかで、フィルター部門の国内におきましては、自動車用フィルター業界は、自動車メーカーの生産ライン、カーディーラーに供給するフィルターメーカー（以下、純正メーカー）とカーショップ、ガソリンスタンド及び整備工場等に供給するフィルターメーカー（以下、市販メーカー）に大きく2つに分かれます。純正メーカーは、取引先の自動車メーカー、カーディーラー以外にも他の自動車メーカーのフィルターを品揃えして、補修用として市販メーカーの納入先にも販売しております。よって、自動車用フィルター市場は、純正メーカー、市販メーカーが入り混じって激しい競争を繰り広げており、特に価格の面では、新興国で製造された安価な商品が増加し、激しい価格競争にも晒されております。輸出におきましては、当社ブランド「VIC」を約40年間、海外の日本車向けに販売しておりますが、日本のフィルターメーカー、海外のフィルターメーカーと品質、価格等で激しい競争を展開しております。燃焼機器部門におきましては、プレス加工技術を活かし、1976年から風呂釜用バーナを製造するようになり、現在は、厨房機器メーカー、ボイラメーカー及びコインランドリーメーカー等にガスバーナ、熱交換器等を販売しております。

当社は、緊急事態宣言発令による国内外での移動制限がかかる環境のなかにあつて、新規取引先の開拓や既存取引先への訪問が思うように進めることができませんでしたが、電話やメール、WEB会議システム等を有効活用し、次のような営業活動を継続してまいりました。フィルター部門において国内では、付加価値の高い大型車用フィルター、既存品と差別化した高性能オイルフィルター及びプレス部品の拡販に注力するとともに、既存取引先との取引拡大に取り組んでまいりました。輸出では、主要輸出先への新製品の提案等の営業活動を強化してまいりました。燃焼機器部門では、取引先から依頼を受けたバーナの開発、既存のバーナ部品及び熱交換器の拡販に取り組んでまいりました。

その結果、フィルター部門の海外市場において、前事業年度は新型コロナウイルス感染症の影響により需要が大幅に減少しておりましたが、当事業年度は新型コロナウイルス感染症の影響はほとんどなく、需要は新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に回復しました。

それに伴い、売上高は前事業年度に比べ14億15百万円増加し、68億2百万円（前年同期比26.3%増）、売上高が増加したこと及び生産量の増加に伴う生産効率の向上等により製品売上原価率が低下したことが要因となり、営業利益は前事業年度に比べ3億19百万円増加し、5億67百万円（前年同期比128.3%増）、経常利益は前事業年度に比べ3億26百万円増加し、5億91百万円（前年同期比123.1%増）となりました。当事業年度は雇用調整助成金の申請を実施しなかったこと等により特別利益が減少したものの、経常利益が増加したことが要因となり、当期純利益は前事業年度に比べ1億97百万円増加し、4億24百万円（前年同期比86.9%増）となりました。

セグメント別の業績は、次の通りであります。  
(フィルター部門)

売上高に関しては、国内売上は同業者向け及び商社向けが増加しました。輸出売上は東南アジア向けが増加しました。営業利益に関しては、売上高が増加したこと及び生産量の増加に伴う生産効率の向上等により製品売上原価率が低下したことが要因となり増加しました。

その結果、売上高は前事業年度に比べ14億8百万円増加し、64億21百万円（前年同期比28.1%増）、営業利益は前事業年度に比べ3億58百万円増加し、8億43百万円（前年同期比73.9%増）となりました。

(燃焼機器部門)

売上高に関しては、コインランドリー用バーナの売上高が増加しました。営業利益に関しては、売上高が増加したものの、原材料価格の高騰等に伴い材料費が増加したこと等により売上原価率が上昇したことが要因となり減少しました。

その結果、売上高は前事業年度に比べ7百万円増加し、3億80百万円（前年同期比2.0%増）、営業利益は、前事業年度に比べ6百万円減少し、31百万円（前年同期比17.8%減）となりました。

(その他)

ティッシュケース及び灰皿等の販売をしております。

その結果、売上高は前事業年度に比べ453千円減少し、992千円（前年同期比31.4%減）、営業損失は594千円（前事業年度は営業損失150千円）となりました。

- (2) 資金調達の状況  
特記すべき事項はありません。
- (3) 設備投資の状況  
当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は2億73百万円であり、主要内容はフィルター部門の機械設備の更新及び金型製作等であります。
- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。
- (8) 財産及び損益の状況

区 分	第 50 期 (2018年10月期)	第 51 期 (2019年10月期)	第 52 期 (2020年10月期)	第53期(当期) (2021年10月期)
売 上 高 (百万円)	5,957	5,947	5,387	6,802
経 常 利 益 (百万円)	523	485	265	591
当 期 純 利 益 (百万円)	387	368	227	424
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	383円59銭	363円95銭	223円09銭	420円94銭
総 資 産 (百万円)	6,501	6,665	6,681	7,138
純 資 産 (百万円)	4,830	5,072	5,192	5,493
1 株 当 たり 純 資 産	4,779円48銭	4,996円33銭	5,091円51銭	5,477円11銭

- (注) 1. 当社は、2018年5月1日付で5株を1株とする株式併合を行っております。当該株式併合が第50期期首に実施されたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を計算しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に伴う「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 2018年3月26日)を第51期(2019年10月期)の期首より適用しております。第50期(2018年10月期)の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

## (9) 対処すべき課題

自動車の補修用フィルター市場は、今後、益々競争が激化していくことが予想されます。加えて、新型コロナウイルス感染症は国内においては小康状態を保っているものの、海外においては新たな変異株が発生する等再拡大の様子を見せており、国内経済の本格的な回復には時間を要し、海外における外出自粛要請や、ロックダウンの実施等により、今後の景気の先行きに懸念が生じると考えられます。

こうした状況のなかで収益を確保し、長期的な安定成長を図っていくための戦略としては、高品質・低コスト生産体制の確立、情報収集及び企画立案型の営業活動による拡販、第2の柱としての燃焼機器事業の拡販を図ってまいります。加えて、WEB会議等を利用した営業活動を取り入れることで、国内並びに海外の顧客との接点を保ちつつ、フィルター部門において国内では、今後も国内物流の大半を担うトラック等の大型車用フィルター、高性能オイルフィルター及び建設機械用フィルター等の拡販を図ってまいります。また、輸出では、海外への移動制限が継続されていることから、主要輸出先の顧客との連携を強化していくとともに、今後海外への渡航が解除された場合には、主要輸出先以外の国への営業活動に取り組み輸出拡大に注力してまいります。さらに、300tプレス及び油圧プレスを利用して加工できる部品、製品及び既存のプレス部品の受注増に向けて拡販を図ってまいります。燃焼機器部門では、新規バーナの開発、バーナ部品及び熱交換器の拡販を図ってまいります。

財務上の課題として、内燃機関用及び産業機械用特殊フィルター、燃焼機器の2本柱で事業を営んでまいりましたが、将来的に電気自動車の保有台数が増加し、ガソリン車、ディーゼル車は減少していくことが予測されます。そのような状況においても安定的に収益を確保するため、新たな第3の柱を開拓する等、経営基盤の強化を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (10) 主要な事業内容

自動車用フィルター（オイル・エア・フューエル）、燃焼機器（厨房機器の部品・各種バーナ）の製造及び販売



## (11) 主要な事業所及び工場

- ① 当社の主要な事業所及び工場  
 本社及び本社工場 静岡県御前崎市門屋1370番地
- ② 子会社の事業所  
 株式会社ビック・イースト 神奈川県伊勢原市上粕屋725-5

## (12) 使用人の状況

使用人数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
239名	1名減	39.4歳	12.6年

(注) 使用人数は就業人員数であります。

## (13) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
 当社は子会社が1社ありますが、資産、売上高等からみて重要性が乏しいものとして、記載を省略しております。

## (14) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社静岡銀行	240
島田掛川信用金庫	150
株式会社三井住友銀行	70
株式会社三菱UFJ銀行	70

## (15) その他株式会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 4,960,000株  
(2) 発行済株式の総数 1,003,065株 (自己株式236,935株を除く)  
(3) 株主数 948名  
(4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
育 実 企 画 株 式 会 社	150,000株	14.95%
石 田 由 紀 子	69,050株	6.88%
安 池 真 理 子	68,850株	6.86%
清 水 小 百 合	68,050株	6.78%
工 取 引 先 持 株 会 社	35,300株	3.51%
株 式 会 社 静 岡 銀 行	34,000株	3.38%
干 場 初 枝	33,000株	3.28%
河 野 薫	26,700株	2.66%
早 馬 義 光	23,300株	2.32%
島 田 掛 川 信 用 金 庫	20,000株	1.99%

(注) 上記のほか、当社所有の自己株式236,935株がありますが、当該株式には議決権がないため上記大株主から除外しております。なお、持株比率は、自己株式を控除した株数で算出しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次の通りであります。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

役 員 区 分	持 株 数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く。)	4,800株	6名
社 外 取 締 役	—	—
監 査 役	—	—

### (6) その他の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	早 馬 義 光	
専務取締役	池 田 文 明	
常務取締役	千 葉 進	
取締役	櫻 井 英 司	総務部長
取締役	原 豊	総合管理部長
取締役	宮 治 友 博	貿易部長
取締役	須 藤 孝	製造第一部長
取締役	高 宮 春 樹	高宮春樹公認会計士・税理士事務所長
常勤監査役	渥 美 博	
監査役	石 田 朗	株式会社イシダグリーン代表取締役
監査役	藤 田 逸 雄	
監査役	和 久 田 幹 雄	株式会社浜松グリーンランド非常勤監査役

- (注) 1. 取締役高宮春樹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役渥美博氏、石田朗氏、藤田逸雄氏及び和久田幹雄氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役高宮春樹氏、監査役渥美博氏、藤田逸雄氏及び和久田幹雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する「会社役員等賠償責任保険(D&O保険)契約」を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を補填することとしております。

なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。ただし、法令違反の行為であることを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなどの一定の免責事由があります。

### (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬の額

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）は、取締役会の決議により決定しております。

当社の役員報酬は、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の金銭報酬の額は、1996年1月30日開催の第27期定時株主総会において、取締役は年額170,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人給与及び賞与は含まない）、監査役は年額30,000千円と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名、監査役の員数は5名であります。

金銭報酬とは別に、2017年1月27日開催の第48期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入が決議されております。譲渡制限付株式報酬の割り当てのための報酬限度額は年額50,000千円以内となっております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議により代表取締役社長早馬義光が取締役の個人別の報酬額等の具体的な内容を決定しております。

その権限の内容は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において一任しております。委任の理由は、代表取締役社長の立場は各取締役の役割及び業績を俯瞰する立場にあることから適していると判断したためであります。

当社の取締役の個人別の報酬額等の具体的内容については、代表取締役社長早馬義光に、取締役会で決議された当該決定方針に基づき、取締役の個人別の報酬額等の具体的内容の決定を委任決議していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)					対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	譲渡制限付 株式報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	91,983 (1,800)	76,950 (1,800)	— (—)	11,453 (—)	3,580 (—)	— (—)	8 (1)
監査役 (うち社外監査役)	11,325 (11,325)	11,325 (11,325)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	4 (4)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与及び賞与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役高宮春樹氏は、高宮春樹公認会計士・税理士事務所の所長を兼務しております。  
同所と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。
- ・監査役石田朗氏は、株式会社イシダグリーンの代表取締役を兼務しております。  
同社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。
- ・監査役和久田幹雄氏は、株式会社浜松グリーンランドの非常勤監査役を兼務しております。  
同社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	高 宮 春 樹	当期開催の取締役会18回のうち18回に出席し、主に監査法人で長年にわたり勤務した豊富な会計監査経験と見識を基に、報告事項及び決議事項に適時質問し、専門的な立場から意見を述べるなどして、経営陣の監督に努めております。
監 査 役	渥 美 博	当期開催の取締役会18回のうち18回に出席し、また、当期開催の監査役会6回のうち6回に出席し、主に他業種の取締役をしてきた経験からの発言を行っております。
監 査 役	石 田 朗	当期開催の取締役会18回のうち18回に出席し、また、当期開催の監査役会6回のうち6回に出席し、主に他業種の取締役をしている経験からの発言を行っております。
監 査 役	藤 田 逸 雄	当期開催の取締役会18回のうち17回に出席し、また、当期開催の監査役会6回のうち6回に出席し、主に他業種の製造現場の業務経験と見識からの発言を行っております。
監 査 役	和久田 幹 雄	当期開催の取締役会18回のうち18回に出席し、また、当期開催の監査役会6回のうち6回に出席し、主に他業種の監査役をしている経験からの発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	21,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	25,800千円

(注) 当社と会計監査人の監査契約において、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分することができないため、合計額を記載しております。

### (3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、適切だと判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

### (4) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導についての対価であります。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の概要

### (1) 基本方針

経営の基本方針である常に高い収益性を目指し、地域社会及び株主に貢献するために、「内部統制システム構築の基本方針」に沿って取り組み、経営の透明性及び健全性を高め、いくことを基本的な考え方としております。

### (2) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社は、「倫理規程」を設け、取締役及び従業員に法令及び会社の規則を誠実に遵守することを規定しております。また、倫理規程には「会社への通報」の条文を設けており、倫理規程に違反する行為をしていることを知った時は、総務部長あるいは弁護士に通報することになっております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
当社は、「文書管理規程」に基づき、文書等の保存及び管理を行っております。  
また、法令及び東京証券取引所の規則等の開示を定められている事項は、速やかに開示することとしております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、社長をリスク管理に関する総括責任者とし、各部門担当取締役とともに、業務毎のリスクを管理するため、「経理規程」、「与信管理規程」、「安全衛生管理規程」、「地震防災規程」、「緊急事態対応手順書」を定め、管理体制を確立しております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、取締役会を原則月1回開催し、取締役会の開催前に招集通知及び会議事項に必要な書類を配布し、事前に会議事項の検討を行うようにしております。取締役会では、各取締役が活発な意見を交わし、十分議論して重要事項を決定しております。  
業務の運営については、取締役会で承認された中期経営計画及び総合予算に基づいて、取締役及び各部門の責任者は目標を設定し、その目標達成に向けて取り組む体制をとっております。
- ⑤ 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社の子会社については、「関係会社管理規程」に基づき所管部門が管理を行い、グループ企業全体の経営効率の向上を図るものとしております。  
所管部門である総務部は、リスク情報の有無を把握するために定期的に子会社の財務諸表を入手し、業績の確認及び経営指導を行います。また、取締役会に報告する体制を構築しております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、社内から人選して、監査役を補助すべき使用人として指名することができません。監査役が指定する補助すべき期間中には、使用人は取締役からの指揮命令を受けないものとしております。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制  
取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況を報告するものとしております。  
また、監査役はいつでも取締役または使用人に対して、報告を求めることができるものとしております。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及び生経会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるものとしております。  
また、経営企画室が内部監査の実施状況を監査役会に報告することにより監査の連携を図っております。  
監査役が、その職務を執行する上で必要な費用を請求した時は、速やかに支払いをします。

### (3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では上記(2)に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき、以下の取り組みを行いました。

- ① 取締役会を毎月開催し、経営課題の把握及び対応方針、各種リスクが顕在化した場合の解決策について討議を行うとともに、情報の共有化を図っております。
- ② 経営企画室が内部監査を実施、業務の実施状況、会計処理等の実態を把握し、全ての業務が法令、定款及び社内規程等に照らし、適正に行われているかを検証しました。
- ③ 安全衛生委員会を毎月開催し、職場における安全衛生の推進並びに安全衛生委員会メンバーによるパトロールを毎週実施し、現場作業の安全意識向上を図っております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 貸借対照表

(2021年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目 資 産	金 額 の 部	科 目 負 債	金 額 の 部
<b>【流動資産】</b>	<b>【 4,305,675】</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>【 1,383,672】</b>
現金及び預金	1,425,473	買掛金	342,077
受取手形	478,800	短期借入金	530,000
電子記録債権	636,778	未払金	131,472
売掛金	882,773	未払法人税等	146,599
有償支給未収入金	3,901	未払消費税等	58,330
商品及び製品	565,285	未払費用	56,433
仕掛品	58,167	前受金	5,200
原材料及び貯蔵品	209,562	預り金	43,055
前払費用	29,703	り－ス債務	2,343
その他の	17,243	賞与引当金	36,348
貸倒引当金	△2,015	設備関係支払手形	31,811
<b>【固定資産】</b>	<b>【 2,833,033】</b>	<b>【固定負債】</b>	<b>【 261,138】</b>
<b>(有形固定資産)</b>	<b>( 2,154,467)</b>	り－ス債務	8,983
建物	991,053	退職給付引当金	214,217
構築物	89,021	役員退職慰労引当金	4,386
機械装置	574,084	資産除去債務	10,173
車両運搬具	2,497	預り保証金	22,658
工具器具備品	36,988	その他の	718
土地	392,716	<b>負債合計</b>	<b>1,644,810</b>
り－ス資産	11,327	純資産の部	
建設仮勘定	56,777	<b>【株主資本】</b>	<b>【 5,415,691】</b>
<b>(無形固定資産)</b>	<b>( 9,532)</b>	(資本金)	( 601,800)
ソフトウェア	8,580	(資本剰余金)	( 396,367)
電話加入権	951	資本準備金	389,764
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>( 669,033)</b>	その他資本剰余金	6,602
投資有価証券	336,018	<b>(利益剰余金)</b>	<b>( 4,951,278)</b>
関係会社株式	18,038	利益準備金	150,450
出資	250	その他利益剰余金	4,800,828
従業員長期貸付金	1,940	固定資産圧縮積立金	45,242
破産更生債権等	480	別途積立金	3,600,000
長期前払費用	6,117	繰越利益剰余金	1,155,586
繰延税金資産	44,029	<b>(自己株式)</b>	<b>( △533,754)</b>
会員権	1,750	<b>【評価・換算差額等】</b>	<b>【 78,206】</b>
保険積立金	255,669	その他有価証券評価差額金	78,206
その他の	6,296		
貸倒引当金	△1,557	<b>純資産合計</b>	<b>5,493,898</b>
<b>資産合計</b>	<b>7,138,709</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>7,138,709</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2020年11月1日から  
2021年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		6,802,846
売上原価		5,518,357
売上総利益		1,284,488
販売費及び一般管理費		716,896
営業利益		567,591
営業外収益		
受取利息配当金	8,477	
投資有価証券評価益	30	
投資有価証券償還益	4,157	
賃貸料収入	13,661	
その他	5,033	31,360
営業外費用		
支払利息	2,514	
貸倒引当金繰入	20	
その他	4,997	7,531
経常利益		591,420
特別利益		
固定資産売却益	535	
補助金収入	600	1,135
特別損失		
固定資産売却損	135	
固定資産除却損	747	883
税引前当期純利益		591,672
法人税、住民税及び事業税	177,708	
法人税等調整額	△10,637	167,071
当期純利益		424,600

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2020年11月1日から  
2021年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	
当 期 首 残 高	601,800	389,764	5,029	394,794	150,450	48,031	3,500,000
事業年度中の変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			1,572	1,572			
固定資産圧縮積立金の取崩						△2,789	
別途積立金の積立							100,000
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	1,572	1,572	—	△2,789	100,000
当 期 末 残 高	601,800	389,764	6,602	396,367	150,450	45,242	3,600,000

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
	その他利益 剰余金	利 益 剰余金 合計				
	繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	940,374	4,638,855	△486,063	5,149,386	42,921	5,192,307
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△112,177	△112,177		△112,177		△112,177
当期純利益	424,600	424,600		424,600		424,600
自己株式の取得			△58,502	△58,502		△58,502
自己株式の処分			10,811	12,384		12,384
固定資産圧縮積立金の取崩	2,789	—		—		—
別途積立金の積立	△100,000	—		—		—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)				—	35,285	35,285
事業年度中の変動額合計	215,212	312,423	△47,691	266,304	35,285	301,590
当 期 末 残 高	1,155,586	4,951,278	△533,754	5,415,691	78,206	5,493,898

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券 時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） なお、組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を当期の損益に計上しております。
時価のないもの	移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料、仕掛品、貯蔵品(梱包材料)	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） ただし、金型製品、金型仕掛品は個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
貯蔵品(梱包材料以外)	最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法、ただし1998年4月1日以降に取得の建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得の建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建 物	7～38年
構 築 物	7～40年
機 械 装 置	9 年
車 両 運 搬 具	4～6 年
工 具 器 具 備 品	2～15年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (3) リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……従業員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (4) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。  
なお、2006年4月30日をもって役員退職慰労金制度を廃止しており、同日以降対応分については、引当金計上を行っておりません。

### 4. その他の計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (追加情報に関する注記)

(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りに関する追加情報)

自動車用フィルターの海外市場では、前事業年度末において徐々に需要が回復していくと仮定しておりましたが、当事業年度末において新型コロナウイルス感染症拡大の影響はほとんどなく、需要は新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に回復いたしました。そのため、当事業年度では、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であると判断し、会計上の見積りには織り込んでおりません。

#### (貸借対照表に関する注記)

- |  |             |
|--|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額  | 4,994,375千円 |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債権  | 27,872千円    |
| 関係会社に対する短期金銭債務   | 21,187千円    |
| 3. 当事業年度末日満期手形及び電子記録債権の取扱い   |             |
| 当事業年度末日満期手形及び電子記録債権は満期日に決済が行われたものとして処理しております。                            |             |
| なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の当事業年度末日満期手形及び電子記録債権を満期日に決済が行われたものとして処理しております。 |             |
| 受取手形   | 32,072千円    |
| 電子記録債権   | 26,919千円    |

#### (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	49,551千円
売上原価	274,646千円
販売費及び一般管理費	863千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数
普通株式 (株)	1,240,000	—	—	1,240,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数
普通株式 (株)	220,204	21,531	4,800	236,935

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取による増加

131株

市場買受けによる買取による増加

21,400株

減少数の内訳は、次の通りであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分による減少

4,800株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2021年1月27日 定時株主総会	普通株式	112,177	110.00	2020年 10月31日	2021年 1月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2022年1月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	140,429	140.00	2021年 10月31日	2022年 1月28日

## (税効果会計に関する注記)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産							
賞与	払退	職慰	引事	業	当	金	10,853千円
未役	員退	職慰	引事	業	引当	税	9,584千円
有価	価証	給券	付券	引評	引当	金	1,309千円
退職	職給	給券	付券	引評	引当	損	4,516千円
一株	括	償	却	資	産	金	63,965千円
減	式	報	酬	費	用	産	2,130千円
資	産	除	去	損	失	務	5,369千円
繰	延	税	金	資	産	小	1,779千円
繰	延	税	金	資	産	計	3,037千円
繰	延	税	金	資	産	額	7,240千円
繰	延	税	金	資	産	小	109,788千円
繰	延	税	金	資	産	計	△13,764千円
繰	延	税	金	資	産	合	96,024千円
繰	延	税	金	資	産	計	
繰延税金負債							
固	定	資	産	圧	縮	積	△19,260千円
所	有	価	証	券	評	価	△32,734千円
繰	延	税	金	負	債	合	△51,995千円
繰	延	税	金	資	産	の	44,029千円
繰	延	税	金	資	産	純	
繰	延	税	金	資	産	額	

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	29.9%
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	0.6%
受取配当金等永久に益金算入されない項目	△0.1%
住民税均等割等	0.1%
評価性引当額の純増減額	△0.2%
試験研究費の税額控除	△2.0%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2%

## (リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金及び元本保証あるいはそれに準じる安全性が確保されている株式投資等に限定し、また、資金調達については銀行借入によって調達する方針であります。

デリバティブ取引は、特性を評価し、安全性が高いと判断された複合金融商品のみを利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に、業務上の関係を有する企業の株式及び債券であり、市場価格の変動及び信用リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、余剰資金の運用を目的として、オプション取引の組込型債券による複合金融商品の取引であり、日経平均株価の変動により元本が毀損し、額面金額で償還されないリスクに晒されておりますが、元本が毀損する可能性が低いと判断された安全性が高い複合金融商品のみを利用しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については、販売管理規程及び与信管理規程に従い、営業部が主要な取引先の状況をモニタリングし、総務部が取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、必要に応じて取引先の信用状況を把握する体制としております。

デリバティブ取引の取引先は、信用度の高い金融機関であるため、相手先の契約不履行による信用リスクは、極めて低いと判断しております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、担当部門である総務部にて管理しております。また、総務部長は、四半期毎に把握した時価について、取締役会に報告することとなっております。

デリバティブ取引の実行及び管理は、総務部に集中しております。また、総務部長は、四半期毎にデリバティブ取引の成約状況及び取引残高について、取締役会に報告することとなっております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき毎月資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年10月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,425,473	1,425,473	—
(2) 受取手形	478,800	478,800	—
(3) 電子記録債権	636,778	636,778	—
(4) 売掛金	882,773	882,773	—
(5) 投資有価証券	306,146	306,146	—
資産計	3,729,972	3,729,972	—
(1) 買掛金	342,077	342,077	—
(2) 短期借入金	530,000	530,000	—
(3) 設備関係支払手形	31,811	31,811	—
負債計	903,888	903,888	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

### 資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。また、債券は取引金融機関から提示された基準価格によっております。

### 負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 設備関係支払手形

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については組込デリバティブであり、合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時価評価し、「(5) 投資有価証券」の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 ※1	29,872
関係会社株式 ※2	18,038

※1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

※2 関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,425,473	—	—	—
受取手形	478,800	—	—	—
電子記録債権	636,778	—	—	—
売掛金	882,773	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの(債券)	—	110,000	—	—
合計	3,423,826	110,000	—	—

## (注4) 短期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	530,000	—	—	—	—	—
合計	530,000	—	—	—	—	—

## (賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (持分法損益等に関する注記)

非連結子会社及び関連会社がありますが、損益及び利益剰余金からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

(単位：千円)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
主要株主(個人)及び その近親者が議決権 の過半数を所有して いる会社等	(有)マルミ 工業 (注3) (注4)	愛知県 豊明市	3,000	部品加工	なし	当社製品の 部品組立	原材料支給	9,323	有償支給 未収入金	772
							部品の購入 (注2)	15,138	買掛金	1,172

- (注) 1. 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。
2. 部品の委託加工については、当社より見積条件(仕様等)を提示し、同社より提示される見積書をベースに価格交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。
3. 当社の主要株主、育実企画株式会社の代表取締役の近親者が議決権の100%を直接所有しております。
4. 当社の役員宮治友博の近親者が議決権の100%を直接所有しております。

**(1 株当たり情報に関する注記)**

- |    |                                 |             |
|----|---------------------------------|-------------|
| 1. | 1 株当たり純資産額                      | 5,477円11銭   |
|    | 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。  |             |
|    | 貸借対照表の純資産の部の合計額                 | 5,493,898千円 |
|    | 普通株式に係る純資産額                     | 5,493,898千円 |
|    | 普通株式の発行済株式総数                    | 1,240,000株  |
|    | 普通株式の自己株式数                      | 236,935株    |
|    | 1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数        | 1,003,065株  |
| 2. | 1 株当たり当期純利益                     | 420円94銭     |
|    | 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。 |             |
|    | 当期純利益                           | 424,600千円   |
|    | 普通株式に係る当期純利益                    | 424,600千円   |
|    | 普通株式の期中平均株式数                    | 1,008,673株  |

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。

**(その他の注記)**

退職給付関係

**(1) 採用している退職給付制度の概要**

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設け、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度を設けております。また、従業員の退職に際して割増退職金を支払う場合があります。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

**(2) 簡便法を適用した確定給付制度**

①簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	206,099千円
退職給付費用	23,370千円
退職給付の支払額	△15,252千円
<u>退職給付引当金の期末残高</u>	<u>214,217千円</u>

②退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	214,217千円
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>214,217千円</u>

退職給付引当金	214,217千円
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>214,217千円</u>

③退職給付費用  
簡便法で計算した退職給付費用 23,370千円

**(3) 確定拠出制度**

当社の確定拠出制度への要拠出額は、29,822千円であります。

独立監査人の監査報告書

2021年12月16日

エイケン工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

静岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森 田 健 司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石 黒 宏 和 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エイケン工業株式会社の2020年11月1日から2021年10月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年11月1日から2021年10月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重要な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年12月23日

エイケン工業株式会社	監査役会
監査役(常勤)	渥美博 ㊟
監査役	石田朗 ㊟
監査役	藤田逸雄 ㊟
監査役	和久田幹雄 ㊟

(注) 監査役渥美 博、石田 朗、藤田逸雄及び和久田幹雄は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

〈× ㄇ 欄〉

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

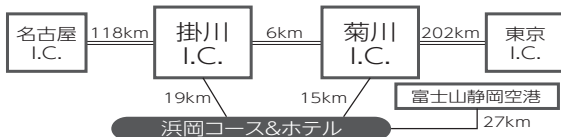
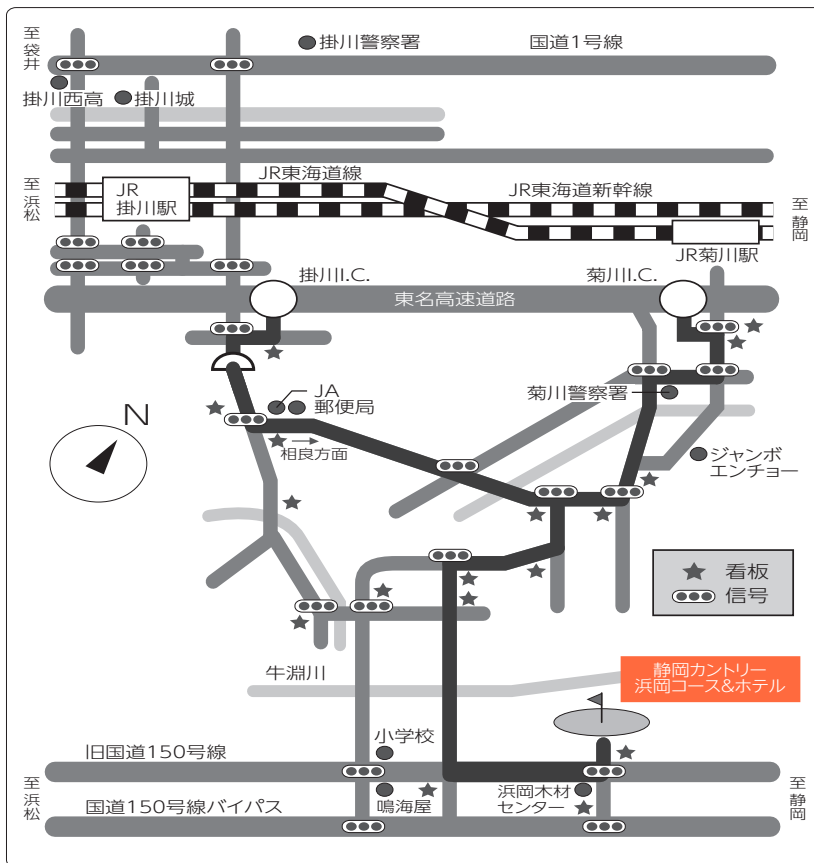
---

---

---

# 株主総会会場ご案内図

会 場 静岡県御前崎市門屋2070-2  
 静岡カントリー浜岡コース&ホテル  
 ゴールドの間（2階）  
 電話 (0537)86-3311



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

